

四日市市補助金等交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 2 月 27 日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市規則第 5 号

四日市市補助金等交付規則の一部を改正する規則

四日市市補助金等交付規則（昭和 57 年四日市市規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（交付規程）</u></p> <p><u>第 21 条 市長は、補助金等を交付するときは、あらかじめ次に掲げる事項に関する規程を定めるものとする。</u></p> <p><u>（1）補助金等の名称及び交付目的</u></p> <p><u>（2）補助金等の交付を受けることができる者</u></p> <p><u>（3）補助事業等の内容</u></p> <p><u>（4）補助金等の額の算定方法</u></p> <p><u>（5）その他補助金等の交付に関し必要な事項</u></p> <p>第 22 条 （略）</p>	<p>第 21 条 （略）</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成 27 年度の予算に係る補助金等から適用する。

（財政経営部財政経営課）